

国保年金課からのご案内

【問】㊦国保年金課、㊧市民総合窓口課、㊨市民総合窓口室

市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の募集

- 募集人数** 6人
- 応募資格** 次の①～⑥全てを満たす人
- ①古河市国民健康保険の被保険者(国民健康保険税の滞納がない世帯に属する人または保険医・保険薬剤師でない人)
 - ②市内在住で委嘱期間の初日に満20歳以上の人
 - ③委嘱期間中に後期高齢者医療制度に移行が見込まれない人
 - ④市内で他の委員の職に就いていない人
 - ⑤国・地方公共団体の議員または常勤の公務員でない人
 - ⑥平日の日中に開催する会議に出席できる人(年4回程度)
- 委嘱期間** 9月12日～令和4年9月11日
- 報酬** 市の規定により支給
- 申込** 7月22日(月)までに履歴書、国民健康保険に関する作文(400字程度)を㊦国保年金課に提出

国保加入者の「国民健康保険限度額適用認定証」～高額な医療費の窓口負担を軽減します～

- 医療費が高額になる場合は、あらかじめ「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を市に申請し、医療機関に認定証を提示することで、窓口での負担が自己負担限度額(月額)までとなります。
- 交付要件**
- ・国民健康保険税に滞納がないこと
 - ・住民税未申告世帯でないこと
- ※70歳以上74歳未満の人は、所得区分により交付不要の場合があります。
- 申請手続き**
- 現在交付されている認定証の有効期限は、7月31日(水)までとなり自動更新ではありません。8月以降も認定証を使う場合は、再度申請してください
- 持参物**
- ・認定証が必要な人の保険証
 - ・世帯主の認め印
 - ・窓口に来る人の本人確認ができるもの
- 申込** ㊦国保年金課、㊧市民総合窓口課、㊨市民総合窓口室

国保加入者に8月からの保険証を送付します

7月中旬に、新しい被保険者証(70歳以上74歳未満の人には被保険者証兼高齢受給者証)を郵送します。
※制度改正により、毎年8月1日を基準に、保険証が更新となります。

後期高齢者医療制度の保険証を送付します

7月中旬に、高齢者の人などが対象の後期高齢者医療被保険者証(保険証：紺色)を郵送します。毎年8月1日を基準に、保険証が更新となります。
※後期高齢者医療保険料納入通知書は、7月中旬に発送予定です。

令和元年度国民健康保険税納税通知書を送付します～納期限内の納付にご協力ください～

国民健康保険税は世帯主が納税義務者です。世帯主が職場の健康保険等に加入していても、同一世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主に納税通知書が届きます(擬制世帯主)。

納付書の発送予定日 **7月11日(木)**

- 対象**
- ・普通徴収(納付書または口座振替による納付)の人
 - ・公的年金からの特別徴収(天引き)の人

国民年金の付加年金制度

国民年金定額保険料に付加保険料を上乗せして納付することで、将来受け取る年金に付加年金が加算される制度があります。

付加保険料 月額400円

※付加保険料の納付は、申請月分からになります。

付加年金額 200円×付加保険料納付月数

対象 国民年金第1号被保険者、65歳未満の任意加入被保険者
※保険料の免除を受けている人や基金に加入している人等は、付加保険料の納付はできません。

持参物 年金手帳、認め印

申込 ㊦国保年金課、㊧市民総合窓口課、㊨市民総合窓口室

- ㊦総和庁舎 Tel.92-3111
- ㊧古河庁舎 Tel.22-5111
- ㊨三和庁舎 Tel.76-1511
- ㊩健康の駅 各課直通電話番号
- ㊪古河福祉の森会館 Tel.48-6881～3
各庁舎の住所は34ページをご覧ください

総和庁舎 窓口の延長開庁

木曜日は㊧市民総合窓口課、㊨子ども福祉課の一部窓口を19時まで延長開庁しています。

問 ㊧市民総合窓口課
㊨子ども福祉課

日時 8月3日(土)14時30分～21時

場所 氏家駅東口周辺

問 うじいえ納涼祭実行委員会
Tel.028・681・5757

茨城県不妊専用相談センター
不妊で悩んでいる人のための個別相談を行っています。

場所 茨城県三の丸庁舎、茨城県県南生涯学習センター

申込・問 茨城県産婦人科医学会
Tel.029・241・1130

姉妹都市情報(さくら市)
■うじいえ納涼祭2019
色鮮やかな創作灯籠の揺らめき
が創り出す幻想的な雰囲気にかま
れてみませんか。

7月の納税など

納期限および口座振替日は**7月31日(水)**

固定資産税・都市計画税	第2期
国民健康保険税	第1期
介護保険料	第1期
後期高齢者医療保険料	第1期
保育料	7月分
児童クラブ保護者負担金	6・7月分
公共下水道事業受益者負担金	第1期

献血にご協力を

日時・場所

- 友愛記念病院
7月10日(水)13時45分～16時
- 古河警察署
7月17日(水)10時15分～12時
- 市役所古河庁舎
7月17日(水)13時30分～15時30分

問 ㊩健康づくり課
Tel.48・6882

若者・子育て世帯定住促進奨励金制度

■転入者住宅取得奨励金

- 対象** 次の①②全てを満たす世帯
- ①本人または配偶者が39歳以下の世帯、もしくは15歳以下の子どもを養育する世帯
 - ②平成24年1月1日以降に古河市に転入し、令和2年12月31日までに住宅・マンションを取得した世帯

交付額

種別	内容	交付額
新築住宅購入	転入者住宅取得奨励金	40万円
	市内業者施工奨励金	10万円
	保留地取得奨励金	100万円
中古住宅購入	転入者住宅取得奨励金	40万円
	市内業者リフォーム施工奨励金	10万円

【共通事項】

申請期間 新築・中古住宅を取得した日、または古河市に転入(転居)した日のいずれか遅い日から6カ月以内

申込・問 ㊦企業誘致・定住促進室にある申請書等に記入の上、申し込み(申請書等は市ホームページからもダウンロード可)

㊧企業誘致・定住促進室



■二世帯同居等支援奨励金

二世帯が同居するため、市内業者施工による住宅・マンションを取得した子世帯へ奨励金を交付します。

対象 本人または配偶者が39歳以下の世帯、もしくは15歳以下の子どもを養育する世帯のいずれかで、主たる契約者が子世帯

交付額

種別	内容	交付額
住宅購入	二世帯住宅取得奨励金	40万円
保留地取得	保留地取得奨励金	100万円

■フラット35金利優遇

これから借り入れし、奨励金制度に該当する見込みの人は、住宅ローン(フラット35)の金利優遇を受けられる場合があります。